

金沢市におけるみちづくりの技術的基準等に関する条例施行規則の制定（案）の概要について

1 目的

金沢市におけるみちづくりの技術的基準等に関する条例（平成24年12月17日公布、平成25年4月1日施行）の施行に関し必要な事項を定めます。

2 概要

(1) 車線により構成されない車道の部分について（条例第5条第1項関係）

道路構造令施行規則（昭和46年3月31日建設省令第7号）と同様に次に掲げるものを車線により構成されない車道の部分として定めます。

- ①交差点
- ②車両の通行の用に供するため分離帯が切断された車道の部分
- ③乗合自動車停車所及び非常駐車帯
- ④付加追越車線、屈折車線、変速車線及び登坂車線のすりつけ区間
- ⑤車線の数が増加し、若しくは減少する場合又は道路が接続する場合におけるすりつけ区間

(2) 車道及び側帯の舗装の構造の基準について（条例第26条第2項関係）

車道及び側帯の舗装の構造の基準に関する省令（平成13年6月26日国土交通省令第103号）と同様に、次に掲げる事項について規定します。

- ①疲労破壊輪数
- ②塑性変形輪数
- ③平坦性
- ④浸透水量

(3) 交通安全施設について（条例第34条関係）

道路構造令施行規則と同様に、次に掲げるものを交通安全施設として定めます。

- ①駒止
- ②道路標識
- ③道路情報管理施設（緊急連絡施設を除く。）
- ④他の車両又は歩行者を確認するための鏡

(4) 防雪施設について（条例第38条第1項関係）

道路構造令施行規則と同様に、次に掲げるものを防雪施設として定めます。

- ①吹きだまり防止施設
- ②雪崩防止施設

3 施行期日

平成25年4月1日